



様式第3号(第3条関係)

一部開示決定通知書

武市商第12号

平成26年5月26日



様

武雄市長 樋渡 啓 祐



平成26年4月27日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	「F&Bホールディングス企業連合」の平成23年度及び平成24年度の決算書及び利益配分と武雄市職員の労務対価（企業連合への出資相当額）を算定した文書
開示の日時	郵送による
開示の場所	上記のとおり
公文書の一部を不開示とする理由	武雄市情報公開条例第7条第3号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。）の規定に該当するため
所管課	営業部商工流通課流通係 電話番号(直通)0954-23-9183

- 注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。
 - 3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
 - 4 この決定については、この決定(上記3の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)